

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和8年1月27日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	山 本 芳 男

記

- 1 監査に準拠している旨
香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。
- 2 監査の種類
定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）
- 3 監査の対象
建設課、建設課香北分室、建設課物部分室
（令和6年度及び7年度）
- 4 監査の実施場所・日程
監査委員事務局、香北支所、物部支所
令和8年1月6日（火）、7日（水）、9日（金）、20日（火）、21日（水）
- 5 監査の着眼点（評価項目）
財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。
- 6 監査の実施内容
契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。
- 7 監査の結果
一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

8 監査の意見

- (1) 道路維持管理委託業務において、検査写真の撮影場所が施行前後で異なっており、比較が困難なものがあった。また、施行前後の写真で違いが判然としないものがあった。

検査写真は、検査対象が明確に確認できるように撮影してください。（建設課）

- (2) 市道後入線改良事業に係る買収用地の鑑定依頼について、市長決裁は得られているものの、業者選定理由および随意契約に関する根拠法令が明記されていなかった。

今後は、管財課が示す施行同等の手順に従い、適切な事務処理を行うようにしてください。（建設課）

- (3) 工事請負契約において、現場代理人の雇用関係の事実を確認できる書類や、主任技術者又は監理技術者の資格証の写しが添付されてないものがあった。

今後は、建設工事ごとに必要書類の写しを添付してください。

（香北分室、物部分室）